平成 27 年度千葉県主要林産物の放射性物質検査計画

平成27年3月25日 森 林 課

1. 目的

安全な林産物の流通に資するため、平成27年3月20日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部長)の方針及び平成25年10月29日付「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドラインのQ&A」(林野庁、以降に追加文書があった場合、当該文書を含む)並びに出荷制限・出荷自粛解除済(一部解除を含む)市町の当該品目に係る検査については、県、当該市町の「たけのこの出荷制限・出荷自粛解除に係る申請」、「原木しいたけの出荷制限解除に係る申請」に基づき、林産物の放射性物質検査を行う。

2. 検査対象品目

- (1) H26.4.1以降、基準値を超える放射性セシウムが検出された品目 きのこ・山菜類:なし
- (2) H26.4.1以降、基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目((1)を除く) きのこ・山菜類:たけのこ、原木しいたけ(露地栽培)、原木しいたけ(施設栽培)
- (3) 国民の摂取量を勘案した主要品目 きのこ類:原木なめこ(露地栽培) ただし、本検査等の結果、基準値の1/2を超過した場合、当該品目は(2)に移行する。

3. 検査対象市町村、検査頻度及び検体点数

(1) モニタリング検査

《たけのこ》(原則、モウソウチクのたけのこを検査対象とする)

- ① 出荷制限・出荷自粛解除済みの市町村
 - 「たけのこの出荷制限・出荷自粛解除に係る申請」に基づく検査を行う。
 - ・出荷開始前に3検体以上

なお、過去の検査で基準値の 1/2 を超えた竹林及び過去に検査を行っていない竹 林から出荷する場合は、出荷前に県・市町村検査又は自主検査を行うものとする。

さらに、平成26年度解除済市町村については、上記検査で、基準値の1/2を超過した場合、出荷前に5検体の追加検査(精密検査)を行い、基準値以下であることを確認後、出荷販売するものとする。

- ・出荷期間中、1週間に1検体を基準とした定期検査
- ② その他の市町村
 - ア H26.4.1以降、基準値の1/2超過市町村:出荷開始前に3検体以上 (該当市町村なし)
 - イ 主要産地:大多喜町,勝浦市,千葉市-出荷開始前に3検体以上
 - ウ ア又イ以外の出荷市町村:出荷開始前に1検体以上

ただし、現時点でウの市町村であっても、本検査等の結果、基準値の 1/2 を超過した場合、アに移行し、合計 3 検体以上の検査を出荷開始前に行う。

《原木しいたけ (露地栽培)、原木しいたけ (施設栽培)、原木なめこ (露地栽培)》

- ① 出荷制限一部解除済み市町村(解除対象生産者に限り出荷販売可能) 「原木しいたけの出荷制限解除に係る申請」に基づき検査を行う。
 - ・出荷期間中、市町村当たり1カ月に1検体の定期検査 なお、解除対象生産者は、千葉県の栽培管理に基づく検査を行う。
- ② その他の市町村
 - ア H26.4.1以降、基準値の1/2超過市町村 露地栽培は出荷開始前に3検体以上 施設栽培は定期的に3検体以上
 - イ ア以外の出荷市町村

露地栽培は出荷開始前に1検体以上 施設栽培は定期的に1検体以上

ただし、現時点でイの市町村であっても、本検査等の結果、基準値の 1/2 を超過した場合、アに移行し、合計 3 検体以上の検査を出荷開始前(露地栽培)又は定期的検査(施設栽培)を行う。

- (2) 出荷制限・出荷自粛解除に向けた検査
 - ①原木しいたけ
 - 全ロット3検体以上
 - ②たけのこ

原則、1市町村を1地域として、50検体以上の検査を県又は市町村が行う。

③乾しいたけ

原材料である生しいたけにより検査する。検査点数は上記①を適用する。

4. 出荷

「出荷開始前検査」の品目は、市町村ごとに計画検査点数全てが基準値以下であることを確認してから、出荷するものとする。

なお、「出荷開始前検査」の品目であって本検査等の結果、基準値の 1/2 を超過し、検査 点数を1検体以上から3検体以上とした市町村は、合計3検体以上の検査結果全てが基準値 以下であることを確認してから、出荷するものとする。

1 平成27年度千葉県主要林産物のモニタリング検査計画 市町村別一覧

平成27年3月25日現在(平成26年度検査実績は見込みを含む)

	<u> </u>	\				(2)H2	6.4.1以	.降、基	基準値	01/2	を超え	る放身	性セ	シウム	が検出さ		@=·		(3)※1 ④原木 :
給目		⊕たけの こ									②原木しいたけ (露地栽培)		③原木しいたけ (施設栽培)		のよう				
		出荷開始前				定期的(解除済市町)			過去50Bq/kg超過竹林、 未検査竹林の竹林毎の 出荷前検査※2			出荷開 始前	定期的 (一部解 除済市)	定期的	定期的 (一部解 除済市)	出荷開 始前			
		H26冬- 春期			₹-H28 排	H26冬 春期			冬-H28 序期 -	H26冬 春			冬-H28 季期 -	H27秋期	出荷中	出荷状況 に応じ実 施	出荷期間中	H27秋其	
		ν=1	H26 (参考)	H	27	H28 (参考)	H26 (参考)	H	27	H28 (参考)	H26 (参考)	Н: 29 1		H28 (参考)	H27	H27	H27	H27	H27
	/平度日 度品目							17	78			29			4	4	6	2	7
	時期別 小		72		-	73	41			40	6	7		14	20	24	30	32	7
	市町村		51	21	50		1	40	0	40	0	67	0	14	20	24	30	32	
	千葉市 習志野市	4 0	1	済	3					<u> </u>				<u> </u>	$>\!\!<$	\sim	1		
	市原市	10	3		3			4		4					1		1		
	八千代市	17	3	済	3			4		4		10		5	>>	$>\!\!<$			
	市川市	2	ļ	1		1				<u> </u>							1		
	船橋市	20	3	済	3			- 4		4		12		5			1		
	松戸市 野田市	1 2		1 1		1				<u> </u>				<u>!</u>			1		
9	柏市	8	2	1	2	1		4		4							1		
	流山市	7	2	1	2	1		4		4					>>	>>			
	我孫子市 鎌ケ谷市	0	\sim	$\underset{1}{\times}$	\times	\geq	\sim	\times	\times	\sim	\times	\times	\times	\sim	\sim	\sim			
	鎌ケ谷市浦安市	0				I				<u>i </u>				<u> </u> 					
14	成田市	2	1	済	1										><	> <	1		
	佐倉市	10	1	済	1										$\geq \leq$	8	1		
	四街道市	2		1	-	1											1		
	八街市 印西市	1 8	1	<u>済</u>	1	3		4		- 4						$\overline{}$	1		
	白井市	17		3		3		4		4		10		2	\Longrightarrow	\Longrightarrow			
	富里市	2	1	済	1												1		
	酒々井町	1		1		1													
	栄町 香取市	0	$\overset{\circ}{\sim}$	<u>×</u> 済	$\overset{\circ}{\sim}$	\simeq	\simeq	$\stackrel{\searrow}{4}$	\succeq	\simeq	\simeq	\succeq	\succeq	\simeq	1		1		
	神崎町	30	3	湃	3		100001	4		4.		20		[:::::::::: [1		1		
	多古町	4	1	済	1					! !				! !			3		
	東庄町	2	1	済	1												1		
	銚子市			:+	-					<u> </u>									
	旭市 匝瑳市	2	1	<u>済</u> 済						<u> </u>				<u> </u>	1		1		
	東金市	3	1	済						i				i	1		1		
31	山武市	13	1	済	1										\times	(解除者廃業)	\times	12	
	大網白里市	2	1	済	1										1				
	九十九里町 芝山町	0 22		3		3		4		4		15		2					
	横芝光町	1	1	 済	1			4				1.0		<u> </u>					
36	茂原市	3	1	済	1										1		1		
	一宮町	2	1	済						<u> </u>				<u> </u>	1				
	睦沢町 長生村	3 2	1	済 済	1					<u> </u>				<u> </u>	1				
	長生村 白子町	2		<u>済</u> 1	1	1				<u> </u>				<u>!</u>	1				
41	長柄町	2	3	済		1				<u>. </u>				<u> </u>	1		1		
42	長南町	3	1	済	1					į					1		1		
	勝浦市いすみ市	5	3	済 済						<u> </u>				<u> </u>	1		1		
	大多喜町	2 6	1	<u>済</u> 済	3					<u>. </u>				<u> </u>	1		1		
	御宿町	0		-//		1													
47	館山市	3		1		1									1		1		
	鴨川市	3		1		1				<u> </u>				<u> </u>	1		1		
	南房総市 鋸南町	2	1	<u>済</u>	1	1				<u> </u>				<u> </u>	1				
	斯	10	3	<u></u> 済	3			4		4				 	1		1		
52	君津市	20	1	済	1											8		10	
	富津市	20	1	済	1					į				İ	> <	8	> <	10	
E 4	袖ケ浦市	3	1	済	1		1			ł.					1		1		

2 平成27年度千葉県林産物の出荷制限・出荷自粛解除に向けた検査計画市町村別一覧

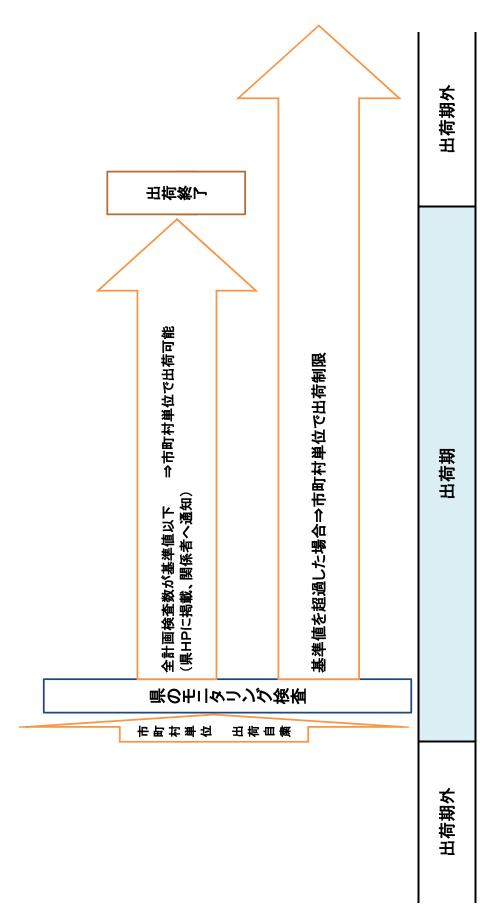
平成27年3月25日現在

	品目		たけ	のこ	原木しいたけ	ト(露地栽培)	原木しいたけ(施設栽培)					
番号	検査数計		355									
	品目別検:	查数	10	00	20	04	51					
	制限∙自	粛	制限	自粛	制限	自粛	制限	自粛				
	制限•自粛別	検査数	100	0	174	30	51	0				
1	千葉市	3			3							
3	市原市	0				_						
4	八千代市	0			_							
6	柏市	0										
10	流山市	6			6							
11	我孫子市	50	50		_							
	成田市	0				_						
	佐倉市	0			_							
16	四街道市	0				_		_				
	印西市	18			18							
	白井市	0			_							
	栄町	50	50									
	香取市	0										
	多古町	0										
	匝瑳市	0										
	山武市	6			6		0					
	大網白里市	0										
	睦沢町	6				6						
	長柄町	0										
	長南町	0										
	いすみ市	12				12						
	木更津市	12				12						
	君津市	81			60		21					
53	富津市	111			81		30					

モニタリング検査	291	検体
解除に向けた検査	355	検体
合計	646	検体

平成27年度 モニタリング検査と出荷(解除済市町を除く)

出荷開始前検査の品目(たけのこ、原木しいたけ・なめこ(露地栽培))



たけのこの出荷期:冬~春期、原木しいたけ(露地栽培)・原木なめこ(露地栽培)の出荷期:秋~春期

※出荷開始前検査の品目の検査は、年度、年ごとではなく、出荷期ごとに行います。